

第三者のやりもらい構文の構造とヴォイス性

仁徳大学

宋 恵 仙

1. はじめに

本稿では元になる文¹という概念を用いてやりもらい動詞と結合する前項動詞を分類し、どのような前項動詞がやりもらい動詞と結合するとどのようなタイプのやりもらい構文になるのかという観点から、やりもらい構文を分析することにする。この際、多くの動詞の中でも特に、ヲ格の動作対象を取らない動詞、すなわち自動詞構文や人への働きかけ性を持っていないモノゴトへの働きかけの他動詞構文がやりもらい構文になったときに、どのようなタイプのやりもらい構文になるかに重点をあて、考察を進めることとする。

2. 先行研究

授与態²に関して触れている先行研究としては大曾（1983）と渡辺（1993）がある。大曾では『〈～のために〉は授受動詞と共に使われなくても、それだけで利益対象を示すことができる。〈～のために〉だけを使った文、〈～のために〉と授動詞の共起する文、〈～のために〉のない授動詞文の違いについては、現在のところ、筆者には不明な点が多く、更に詳しい考察が必要である。』という言及があるのみでやりもらい構文において利益対象が「ノタメニ」で示される構文については明らかにされていない。渡辺（1993）³では「本来〈に名詞句〉を伴う動詞の文では、〈に名詞句〉のかわりに〈のために名詞句〉を使うことも一応可能と思われるが、〈に名詞句〉ですむ表現に〈のために名詞句〉を使うと、わざわざ特別にするという意味合いが生まれ、仰々しさが加わる結果になりやすい。（中略）しかし、行為の相手に対する方向性がない文の場合は恩恵（好意）の方向を示すのに用いられる、ということができるだろう」という言及があるものの、具体的にどのようなやりもらい構文が「ノタメニ」で利益対象を表しているかについては明らかにされていない。

受益態に関しては仁田（1991）の研究がみられる。受益態に関して、仁田（1991）では受益態を〈まとものテモラウ態（直接テモラウ態）〉と〈第三者のテモラウ態（間接テモラウ）〉とに分け、〈まとものテモラウ態（直接テモラウ態）〉とは、「もとの文に存在している非ガ格の共演成分をガ格に転換し、それに従ってガ格の共演成分をガ格から外したテモラウ態である。したがって、この〈まとものテモラウ態〉では、必須的に要求される構成要素の数に増減が存しない。」とし、また第三者のテモラウ態（間接テモラ

¹ 佐藤里美（1986）で元になる文とは、やりもらい動詞と結合する以前の前項動詞の文のことを意味している。

² 授与態とは利益行為を利益の与え手側から捉えた構文で「てやる／てくれる」構文がそれに当たる。

³ 渡辺（1993） p 3

ウ) とは、「もとの文の共演成分として存在していない第三者をガ格に据えたテモラウ態である」という指摘はみられるが、どのような構文が第三者のテモラウ態を構成するのかにまで踏み込んだところまでには至っていない。さらに仁田では「〈まもののテモラウ態〉は、テモラウ態にあつては少数派で、受益態の基本は第三者のテモラウ態である」としているが、その根拠も曖昧である。

3. 自動詞構文のやりもらい性とヴォイス性

3.1 自動詞構文のやりもらい性

自動詞文の場合には元になる動詞文に動作主体だけが存在する構文で利益対象は存在していない。このタイプの動詞がやりもらい構文になると、元になる文に存在していなかった利益対象がやりもらい構文に新たに現れることになる。新たに現れる利益対象は授与態では多くの用例で「ノタメニ」で示され、受益態ではガ格として現れる。

太郎が	帰る	
動作主体	動作	
太郎が	次郎のために	帰ってやる／くれる
動作主体		動作
利益主体	利益対象	利益行為
次郎が	太郎に	帰ってもらう
動作主体		動作
利益対象	利益主体	利益行為

「太郎が帰る」という自動詞文は元になる動詞文には動作対象は存在していない構文である。このような構文がやりもらい構文になったとき、動作対象ではない利益対象を示さなければならない。元になる動詞文が人への働きかけ性のない自動詞文であるので、利益対象は「ヲ」格でも「ニ」格でも表すことはできない。そのため自動詞文が「やりもらい」構文の中で使われるときには、利益対象は「ノタメニ」によって示されることになる。

〈元になる自動詞の種類〉

「休む、下りる、出席する、根回しする、急行する、加わる、移る、あつまる、立ち会う、寄る、帰る、出る、来る、行く、答える、預かる、代わる、泣く、居る、走る、寝る、犠牲になる、行動する、活動する」等の自動詞のグループが第三者のやりもらい構文を成している。しかし自動詞文のすべてがやりもらい構文の中で使われるのではなく、主語に人名詞を取り得る動詞で、動作主体の動作を表す動詞である。すなわち自動詞の中でも「空く、傾く、減る、冷える、溶ける、縮む、届く、余る、決る、閉まる、取れ

る、聳える」等のように物名詞を主語として取り、物の状態を表す自動詞群⁴は「やりもらい」と結合できない。

3.1.1 第三者の授与態⁵

元になる動詞が自動詞文の場合は、利益対象は動作対象ではないので「ヲ」格および「ニ」格を取ることはできず、「ノタメニ」で表示されることになる。

(1) 先生は忽ち手で私を遮った。

「もう遅いから早く帰りましたま。私も早く帰ってやるんだから、妻君のために」

(こころ p 28)

(2) 濃姫はこの少年のために微笑してやった。(国盗り物語)

(3) そして、彼女の言葉どおり、自分を二の次に、私たちのために、尽してくれた。(娘と私)

(4) 事実⁶に於てお前たちの母上は私のために犠牲になってくれた。(小さき者へ)

上の用例 (1) と (2) の元になる動詞文は「私が帰る」「濃姫が微笑する」という自動詞文で、この元になる動詞文には利益対象は存在しない構文である。この構文がやりもらい構文になったときには元になる文に存在しなかった人物が新たに利益対象として現われ、「ノタメニ」によって表示されることになる。同じく用例 (3) と (4) でも元になる動詞文は「彼女は尽くす」「母上が犠牲になる」のような自動詞構文である。この構文もやりもらい構文で新たに利益対象が現われ、その利益対象は「私たちのために」「私のために」のように「ノタメニ」で表されている。

3.1.2 第三者の受益態⁶

⁴その他に阪倉 (1975) pp21~22には、やりもらい動詞と結合できない動詞群を次のように挙げている。「さらに、いま一つ、右の「れる、られる」による受動態は、前述の「漕げる」「見える」「聞こえる」等のいわゆる可能動詞 (これらは、それ自身すでに一種の受身であった) をはじめ、「できる」「要る」「似合う」「ある」等々の、非情物についての静的な状態を言う動詞 (三上氏は、これらを「所動詞」と呼んで、受身形の可能な「能動詞」と対立させる) については成り立たないが、この事情は「てもらう」による表現についても、全く同様で、「漕げてもらう」「要ってもらう」などの言い方は存在しない。(中略) 先に見た通り、「れる、られる」「てもらう」「てやる」は、いずれも、この所動詞については言うことができなかったのであって、この相違点は、「てくれる」による表現の特質を考える上に、大切な意味を持つものと思われる。」阪倉で言っているように、いわゆる三上氏の所動詞グループは「もらう」動詞および「やる」動詞とは結合しないが「くれる」動詞だけ例外的に結合できるということは、「くれる」動詞だけが「やる」「もらう」動詞とは異なる一つの側面を持っていることになる。

⁵ 本稿では元になる動詞が自動詞構文の場合、やりもらい構文になると新たにもう一人の人物が現われるので、元になる文に存在していなかったもう一人の人物が登場するという意味として「てやる／てくれる」構文を第三者の授与態と名付けることにする。さらに授与態とは利益を与える人を主語にして捉えた構文である。

⁶ 第三者の授与態と同じく「てもらう」構文においても元になる動詞文に存在していなかったもう一人の人物が新たに

前節で授与態は元の文になかった利益対象が主に「ノタメニ」のような後置詞の形で、やりもらい文に表示されていることをみた。受益態も同じく元になる構文に存在していなかった人物が利益対象として新たに現れる構文である。授与態では利益対象は「ノタメニ」で現れていたが、受益態では「ガ」格として現れる。動作対象ではないもう一人人物が構文に「ガ」格として現れうる可能性とは、使役態においての使役主体と第三者の受動態においての迷惑の受け手がある。第三者のやりもらいにおいての第三者をどのように位置づけるべきであろうか。元になる動詞文に存在しなかった人物が新たに「ガ」格として構文に現れる構文、第三者の受動態の受益態のガ格の人物のように単なる利益対象としての可能性と利益主体にある行為をするように仕向けて、その動作主体の行為の結果、利益を受ける受け手—使役型の受益態—がありうる。村上（1986a）にはこのような受益態に対しては、「この種の文をその内部構造の点からみると、うけみ構造の文のうちのいわゆる「迷惑の受け身」や使役構造の文とにている。その「ガ」格の性格が使役主体というより、第三者の受動態と同じように単なる利益対象としてだけの性格をもっているのはいないか」のような指摘がみられる。ところが、実際本稿で調査した第三者のやりもらい構文の数多くの用例の中で、ほとんどの用例において第三者のやりもらい構文の「ガ」格は動作主体にある行動をするように仕向けさせる依頼主としての構文が殆どであった。依頼主ではなく単なる第三者の受動態の迷惑の受け手のように一ある動作主体の行動の影響を間接的にうける—プラスの影響—をうける恩恵の受け手だけの用例はそれほどなかった。本稿では受益態を用例ごとに分析し、第三者の受動態か使役型かに分けて考察することにする。

3.1.2.1 第三者の受動態型の受益態

(5) 「わたくし、なかなか帰って来なかったでしょう。お台所でいつまでも泣いてましたの。何だか泣けて、泣けて仕方がなかったんですの。」

「それなら、僕の前で泣いて貰った方が有難かったな。」（波223）

(6) 「あてで出来ることはおまへんやろうか。及ばずながら、なんなりというて下さい。義姉さんのお役に立てたら、歿った兄さんにも喜んでもらえますよってに……」

ありがとうございます、と、はるみはかすかな微笑を浮べた。（女たち113）

受益態は元の文に存在しなかった動作対象がやりもらい文になったとき新たに「ガ」格として現れることは前掲したが、第三者の受益態において「ガ」格は利益対象であると同時に利益主体（動作主体）に利益行為をするように依頼する依頼主としての性格も兼ねている用例が多かった。上の用例（5）（6）にみられるような「泣く、喜ぶ」のような動作主体の感情を表すような動詞は、動作主体の感情に対して「ガ」格の利益対象が「泣け」とか「喜べ」のように感情に対して働きかけることは演技以外にはできないので、

現われるので、本稿では第三者の受益態と名付けることにする。

「依頼主」としての性格は考えられない。このような用例においては利益対象である「ガ」格は依頼主ではなく、単なる恩恵の受け手であるだけである⁷。そのため第三者の受動態においての「ガ」格は動作主体の行為の結果、間接的に迷惑を被る受け手の性格のように動作主体の動作の結果、その動作によって利益を受ける単なる受け手であるだけなのである。

3.1.2.2 使役型の受益態

第三者の受益態で新たに現れる「ガ」格の人物は利益対象であると同時に多くの場合、依頼主としての性格も兼ねている。第三者の受益態での利益行為は「ガ」格の依頼主が動作主体である「ニ」格の人物にある行為を依頼するか、仕向けることによって利益行為が行われる形になる。そういう点で、まさに使役態と同じような構造を成している。その意味で第三者の受益態は使役型受益態と名付けられそうである。以下では新たに現われる人物である「ガ」格の性格と動作主体はどのような形で現われるかを中心に考察してみることにする。

A. 動作主体が「ニ」格で表される場合

- (7) 帰路には、大伝馬町にも寄って、清之助に別離を告げる積で、岸本は幸平兄に一足先に帰って貰った。(春)
- (8) 小谷先生はその日、用事があったので、足立先生にいってもらったことになった。(兎)
- (9) 安は店に戻ると、黒と泣虫と佐倉にすぐ連絡をとり、店にあつまってもらった。(冬の旅)

上の用例(7)(8)(9)では元の文は「幸平兄が帰る」「足立先生が行く」「黒と泣虫と佐倉が店にあつまる」という自動詞文である。このような自動詞文が受益態では、「ガ」格の人物「岸本」「小谷先生」「安」が、依頼することによって行われた行為である。それぞれの文の中で「清之助に別離を告げる積り」「小谷先生はその日、用事があったので」「すぐ連絡をとり」のような状況語から、「ガ」格の依頼によって動作主体がその行動をとったことを表している。

B. 動作主体が「頼んで」「呼んで」で現れている場合

- (10) 東吾は八丁堀に使いをやって畝源三郎を呼んで、立ち会ってもらった。(江戸の子守唄)
- (11) 山本は、二十五日の晩からたまたま海軍省内に泊りこんでいて、役所で事件の発生を知ったのだが、反町栄一の本によると、彼の具体的にやった事は、先輩の鈴木貫太郎の身を案じ

⁷田中・館岡(1991)では、「感覚・感情・精神的行為を表す動詞は、動作対象「私」にはコントロールできないため、「～てもらう」は付かない」とし、そのような動詞群を次のように挙げている。「愛する、憎む、嫌う、恐れる、尊敬する、軽蔑する、ばかにする、いじめる、さげすむ、つきはじきにする、にらむ、おどす、頼る、信じる、信用する、信頼する」

て、すぐ軍医を自動車で鈴木邸へ送りこみ、同時に電話で東大の近藤博士という外科医を頼んで、この人にも鈴木邸へ急行してもらった。(山本五十六)

受益態の用例の中では「頼んで」や「呼んで」などの副詞句によって動作主体を表している構文が多くみられる。ここの用例(10)と(11)の構文を簡単にすると次のようになる。

(10a) 畝源三郎が 立ち会う

動作主体 動作

(10b) 東吾が 畝源三郎を呼んで 立ち会ってもらった

依頼主 動作主体 動作

(11a) 近藤博士が 鈴木邸へ 急行する

動作主体 行き先 動作

(11b) 山本は 近藤博士を頼んで 鈴木邸へ 急行してもらった

依頼主 動作主体 行き先 動作

すなわち用例(10)(11)では「頼んで」や「呼んで」という副詞句が現れていることから、「ガ」格の依頼主が「ニ」格の動作主体に動作を依頼したことによって動作主体が行為をしたということが表されている。

3.2 自動詞構文のヴォイス性

元になる動詞が自動詞の場合のボイス性をみるために前掲の用例(1)と(7)の用例を改めて引用し、ボイスの観点から考察することにする。

(1a) 私は帰る→私は妻君のために帰ってやる

(7a) 幸平兄は帰る→岸本は幸平兄に先に帰ってもらう

前掲の用例(1)と(7)の用例を簡単にしたのが(1a)と(7a)である。(1a)と(7a)のような自動詞構文がやりもらい構文になると授与態では新たに利益対象として加わる人物が「ノタメニ」で表されて「私は妻君のために帰ってやる」のようになる。また受益態では新たに加わる利益対象は「ガ」格として現われ、「岸本は幸平兄に先に帰ってもらう」のような構文になる。すなわち元になる文にもう一人の人物が加わることになる。このように元になる動詞文をめぐってもう一人の人物が加わるボイス構造を高橋(1994)では派生として捉えている。高橋(1994)では「派生」の概念のついて「つまり、これらは、はたらきかけとうけみのように、おなじことがらをべつのたちばかりみるのではなく、もとのことがらに、あたらしいたちばかりくわるものをつけたしているのである。派生とよんだのはそのためである。」のように定義している。高橋(1994)の言及にみられるように自動詞構文の場合のボイス性は元になる文に

存在していなかった人物が新たに加わる構造で、新たに加わる人物は上の（7）～（11）の用例に見られるように主に「ニ」格および「を呼んで」「を頼んで」で示される動作主体に或る行為をするように仕向ける依頼主としての性格をもっている。

4. モノゴトへの働きかけの他動詞のやりもらい性とヴォイス性

太郎が	仕事を	受け持つ		
動作主体	対象物	働きかけの動作		
太郎が	花子のために	仕事を	受け持ってやる／くれる	
動作主体		対象物	働きかけの動作	
利益主体	利益対象	利益物	利益行為	
花子が	太郎に	仕事を	受け持ってもらう	
動作主体		対象物	働きかけの動作	
利益対象	利益主体	利益物	利益行為	

上の構文「太郎が仕事を受け持つ」のようなモノゴトへの働きかけ性をもっている他動詞構文がやりもらい動詞と結合すると、その利益対象は授与態では「ニ」格および後置詞の「ノタメニ」等によって表され、受益態では「ガ」格によって表されることになる。

〈モノゴトへの働きかけの他動詞⁸群〉

「受け持つ、おく、（扉を）ひらく、空ける、放流する、下げる、飲む、食べる、（講義を）切り上げる、除ける、舐める、変更する、（席を）とる」等がモノゴトへの働きかけを表す動詞群である。

4.1 モノゴトへの働きかけの他動詞文のやりもらい性

4.1.1 第三者の授与態

前節で元の文が自動詞文の場合には授与態で利益対象は「ニ」格は取りえず、「ノタメニ」で表すしかなかった。しかし、元になる動詞文が「母がお菓子をこしらえた」のようなモノゴトへの他動詞の場合、「母が子供に／のためにお菓子を拵えてやった」のように、利益対象は「ニ」格でも「ノタメニ」でも表すことができる。

4.1.1.1 利益対象が「ノタメニ」でしか表せない場合

⁸ 本稿で言うモノゴトへの働きかけ他動詞とは動作対象（人）を取らない動詞で働きかけの対象物が物や事柄を取る他動詞のことを意味する。

- (12) 信夫は三堀のためにふとんを敷いてやり、ふとんの中に引きずるようにして寝せてやった。(塩狩峠)
- (13) 沼津行きの電車の乗り込むと、乗客で座席は全部ふさがってしまいそうだったので、洪作は祖父のために席をとってやった。(夏草冬寿)
- (14) その教授は自分の主裁している研究所の一隅に彼のための椅子を設けてくれた。(雪後)
- (15) 「御目出とう」と云って、先生が私のために杯を上げてくれた。(こころ)

上の用例(12)と(13)は「信夫がふとんを敷く」「洪作が席をとる」のようなモノゴトへの働きかけを表す他動詞構文で、用例(12)で動作主体である「信夫」と「洪作」が「ふとんを敷く」「席をとる」という行動をしたのは、利益対象である「三堀」と「祖父」のための行動であることを表している。また同じく用例(14)と(15)のような構文でも動作主体である「その教授」と「先生」が「椅子を設ける」「杯を上げる」という行動をしたのも、その行為の目的は利益対象である「彼」と「私」のためであるということを表している構文である。すなわち第三者の授与態においての利益行為は利益対象に直接及ぶ働き掛けの行為ではなく、利益対象を目指しての行為であるので「ノタメニ」で利益対象が表示されるのであろう。

4.1.1.2 利益対象が「ニ」格でも「ノタメニ」でも表せる場合

- (16) 三好は目ざとく続いてはいって来たつれをも観察して、ニヤニヤ笑いかけながら、膝を譲って彼の女のために席をつくってやった。(多情仏心)
- (17) それからおかあさんはわたしたちにお手玉や、手まりをつくってくれたこともあります。(おかあさん)

上の用例(16)と(17)では元になる動詞は「つくる」という動詞でモノゴトへの働きかけを表す動詞である。この動詞も元になる動詞構文は「三好が席をつくる」「おかあさんが手まりをつくる」のようにモノゴトへの働きかけの動詞であるので利益対象を示さなければならない。前掲での用例(12)～(15)のようなモノゴトへの働きかけの他動詞構文では利益対象は「ノタメニ」でしか表すことはできなかった。しかし「つくる」という動詞は用例(16)と(17)にみられるように、利益対象は「彼の女のために」「わたしたちに」のように「ノタメニ」でも「ニ」格で示されていることが分かる。元になる動詞がモノゴトへの働きかけを表す他動詞構文の中では、前掲の用例(12)～(15)のように利益対象を「ノタメニ」でしか表せない構文と、ここの用例(16)と(17)にみられる「つくる」のような他動詞は「ノタメニ」でも「ニ」格でも表せる構文の二種類があることが分かる。おそらくモノゴトへの働きかけの他動詞の中で、「つくる」のように働きかけの結果物があってその結果物が移動できるような構文、すなわち物の授

受性がある他動詞の場合は利益対象を「ノタメニ」でも「ニ」格で表すことができるのであろう。

4.1.2 第三者の受益態

(18) 二学期のはじめから、尾崎先生は校務主任に頼んで、五年B組の時間割を一部変更して
もらった。(人間の壁・中)

(19) 私は顔馴染のそこの女主人に頼んで、部屋をとってもらった。(本の話)

上の用例(18)と(19)は元になる動詞文は「校務主任が五年B組の時間割を変更する」「女主人が部屋をとる」で、元になる文がモノゴトへの働きかけの動詞文である。元になる文がモノゴトへの働きかけ性を持っている動詞が受益態を成すときは、元の文に存在していなかった登場人物が「ガ」格として新たに現れ、その「ガ」格の人物が動作主体にその行為をするように仕向ける依頼主としての役割と、そして動作主体の行為によって利益を受ける利益対象としての役割を兼ねていることが分かる。すなわちこの用例(18)と(19)では「ニ」格の動作主体「校務主任」「女主人」の動作は「ガ」格の依頼主、「尾崎先生」と「私」の依頼によって行われる行為を表す構文になる。

4.2 モノゴトへの働きかけの他動詞文のボイス性

モノゴトへの働きかけの他動詞構文の構造をみるために前掲の用例(13)と(19)の用例を引用して考察することにする。

(13a) 洪作は席をとる→洪作は祖父のために席をとってやった

(19a) 女主人が席をとる→私は女主人に頼んで席をとってもらった。

上の用例は前掲での用例(13)と(19)の用例を簡単にしたものである。「席をとる」のようなモノゴトへの働きかけ他動詞構文もやりもらい構文では元になる動詞文に存在しなかった人物が利益対象として新たに加わることになり、授与態では「ノタメニ」で表されて「洪作は席をとる→洪作は祖父のために席をとってやった」のようになる。また受益態構文(19a)にも見られるように「席をとる」という動作の動作主体は「女主人」であるが、受益態構文になると動作主体に動作を持ちかける人物がガ格として加わり、「私は女主人に頼んで席をとってもらった」のような構文になる。前掲での自動詞構文のボイス性で考察したように、モノゴトへの働きかけの他動詞構文においても元になる動詞文が存在しなかったもう一人の人物が新たに加わる派生のボイス構造を持っていることが分かる。ボイスの構造の中で派生のボイス構造を成している構文は使役態である。すなわち用例(19)の用例は使役態構文「私は女主人に席をとらせた」と同じ構造をもっているのである。「席をとらせた」と「席をとってもらった」では依頼主と動作

主体に或る行為を仕向けたことは同じであるが、依頼主と動作主体の関係において使役態の場合には命令し、命令をうけることができる関係か、或いは「身内」の関係であろう。それに対して「とってもらった」の場合には依頼主の動作主体との関係は命令できるような関係ではないか、「外」の関係であろう。「とってもらう」が「とらせた」より多く使われていることは絶対敬語から相対敬語への変遷に伴う自然な現象であるように思われる。

5. 終わりに

本稿では、自動詞とモノゴトへの働きかけの他動詞の構文が、やりもらい構文においてどのようなやりもらい性とボイス性をもっているかを小説などの用例を分析する方法で考察してみた。その結果、自動詞文とモノゴトへの働きかけの他動詞のような構文では、元になる文に存在していなかった人物がやりもらい構文において新たに登場することがわかった。本来自動詞とモノゴトへの働きかけの構文においては、動作主体だけが存在する構文で動作対象は存在しない構文である。このような構文がやりもらい構文になると動作主体の動作の結果、利益を得る人物が示されなければならない。その人物は授与態では「ノタメニ」「ニ」格で表され、受益態では「ガ」格で示される人物である。授与態で利益を得る人物が「ノタメニ」で示される理由は、動作主体の動作が動作対象への直接的な働きかけの動作によって利益対象に利益をもたらすのではなく、利益対象をめざしての行動だからである。また受益態で「ガ」格で示される人物は動作主体である「ニ」格および「を呼んで」「を頼んで」で示される人物に或る行為をするように仕向けてその動作主体の動作の結果、利益を得る人物である。さらに自動詞構文とモノゴトへの働きかけ構文のボイス性を考察した結果、自動詞とモノゴトへの働きかけの構文は元になる動詞文に存在していなかった人物が新たに構文に加わる「派生」の構造を持っており、使役態と同じ構造を成していることが考察できた。

＜参考文献＞

- 奥田靖雄(1983)「を格の名詞と動詞とのくみあわせ」『日本語文法・連語論 (資料編)』pp. 25~27 むぎ書房
 久野 暉(1978)『談話の文法』pp. 146 大修館書店
 佐藤里美(1986)「使役構造の文」『ことばの科学1』pp. 92 むぎ書房
 阪倉篤義(1975)「日本的な思考—受益態をめぐる」『月刊言語』vol. 4. pp. 19~26 大修館書店
 高橋太郎(1994)『動詞の研究』pp. 141~163 むぎ書房
 仁田義雄(1991)「ヴォイス的表現と自己制御性」『日本語のヴォイスと他動性』pp. 47 くろしお出版
 村上三寿(1986)「やりもらい構造の文」『教育国語』84号 pp. 2~43 むぎ書房
 村木新次郎(1991)『日本語動詞の諸相』pp. 204~205 ひつじ書房
 奥津敬一郎(1979)「日本語の授受動詞文—英語・朝鮮語と比較して—」『東京都立大学人文学報』pp. 25 132号